

戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への  
指導監督等に関する有識者会議  
第4回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

第4回戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への  
指導監督等に関する有識者会議  
議事次第

日時:令和元年10月24日(木) 11:00~12:00

場所:TKP新橋カンファレンスセンター

ホール14C

- 1 開 会
- 2 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」における今後の議論の進め方について
- 3 今年度の遺骨収集について
- 4 その他報告事項
- 5 閉 会

○橋口課長補佐 本日は、お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、第4回「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、援護企画課の橋口と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、犬伏構成員、熊谷構成員、竹内構成員が所用により御欠席となっております。

オブザーバーとして御参加いただいております、日本戦没者遺骨収集推進協会からは竹之下専務理事、日本遺族会からは重井主幹に御参加いただいております。

また、今回は、座長及び専門技術チームの浅村主査の御了解を得て、専門技術チームの坂先生にもオブザーバーとして御参加いただいております。

事務局の出席者につきましては、座席図のとおりでございますので、そちらをごらんください。

大変恐縮ではございますが、報道関係の皆様、撮影はこれ以後、御遠慮いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をお願いいたします。

座席図、議事次第、開催要綱。

資料1「今後の議論の進め方について」。

資料2「今年度の遺骨収集について（案）」。

資料3「硫黄島などにおける遺留品等の手掛かり資料がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施について」。

参考資料1「これまでの『戦没者遺骨のDNA鑑定人会議』において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について」。

参考資料2「9月19日に公表した9事例についての今後の進め方等」の資料を用意しております。

資料の配付漏れ等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、戸部座長、進行をお願いいたします。

○戸部座長 座長の戸部でございます。よろしくお願いいたします。

議事次第にあります1と2は、相互に関連しておりますので、これは連続して御説明をいただいた上で、後で御議論をお願いしたいと思います。

資料1につきましては、浅村構成員と坂先生から御説明をいただきたいと思います。その後、資料2については、事務当局のほうから御説明を頂戴したいと思います。

それでは、浅村先生、よろしくお願いいたします。

○浅村構成員 よろしくお願いいたします。

先週の17日に、第1回の専門技術チームということで会議を開催させていただきました。

第1回ですので、大まかな入り口のお話しかできていないのですけれども、それについて少し御報告させていただきたいと思います。

資料1に、まず、今後の議論の進め方ということで、この専門技術チームでは、どのように議論を進めていくかというような概略を示しております。上から順にお話をさせていただきたいと思います。

まず、このチームで行っていく進め方については、一番上の○のところには3つ箇条書きで書かれているのですけれども、当該遺骨が日本人の遺骨であるかの確認をするという目的が1つあります。

もう一つ、日本人の遺骨であることを確認するための、標準的な方法の検討を今後していくのだというのが2点目です。

3点目は、今後の遺骨収集時の作業手順における、日本人の遺骨であることの確認のあり方の検討という3つの柱がありまして、その他、複数の議題について、議論をしていくということでした承を受けました。

この会議は5回ぐらいを予定しているのですけれども、年度内には一定の成果、結果について、この有識者会議のほうで説明させていただければと考えております。

このチームの議論を進めていくに当たり、一番下の表になっているところですが、2つの班を設定しております。1つ目が収集手順班ということで、9事例、いわゆる日本人ではない可能性が指摘されていた9事例の手続の確認、あるいは形質人類学的観点からの手順の検討というのを主に行っていく収集手順班が1つ。

もう一つは、DNA鑑定班ということで、今お伝えした9事例のDNA鑑定について、日本人であるかの再検証を行っていくということと、冒頭にお話しした、今後、標準的な手法によって日本人であるか否かを判断する手法の確立をしてという2つの班を設定することになりました。

手順班は橋本先生、DNAの鑑定班は私のほうで班長をさせていただくということでも了承を得ております。

次のページが、今後の検討事項ということを主に書かせていただいているのですけれども、今回は第1回でしたので、大きい話、具体的な話には踏み入ることができていませんので、まず、私のほうからDNAの鑑定班について、若干、お話しした内容についてお伝えし、その後、もう一つの収集手順班のほうで話し合った内容を、坂先生のほうからお伝えさせていただきたいと思います。

まず、DNAの鑑定班のほうで話をした内容は、今回、主に3つほどあります。

1つ目については、いわゆる9事例について、日本人であるか否かということDNAの鑑定によって判断していく場合に、既存のデータがあるのですけれども、そういうデータを用いた上で判断していくのか、あるいは新たに分析を加えて判断するのかという技術的な話し合いがされております。

今後、変わっていく可能性はあるのかもしれないのですけれども、現状では、今あるデー

タを用いて、世界的に公表されているデータベースというのがありますので、それに照らしながら、日本人である可能性というのを見ていこうということの一つを考えています。

この場合のメリット、デメリットというのがあるのですが、メリットについては、今あるデータを調べていくので、比較的容易に、あるいは短時間でできるのではないかとこのメリットがあります。

もう一つは、埋葬地、例えば、100人が埋葬されているところで、この100人は、大まかに考えた場合に、日本人の埋葬地ではないだろうというところまでは恐らく言えるのだろうと思います。

デメリットですけれども、個人について、日本人なのか日本人ではないかということ判断するにおいては、正確性を欠くところがあります。埋葬地全体としては判断できる手法なのですが、現状のデータを使うだけでは、いわゆる、個々、この人は日本人だ、この人はどうだという、個々についての判断をすることまでは難しいのではないかと思います。

前回はこの程度の技術的なお話にとどめております。

もう一つですが、今、新しい手法で、次世代シーケンサーというような、ちょっと難しいのですが、そのような手法があります。この班の中に篠田先生という、次世代シーケンサーというものを使って、どういう方なのかということ調べる、帰属集団を調べることをやられていたりする日本での第一人者といってもいい先生なのですが、その先生に、実際、技術的にどうなのかというお話をしたところ、難しいというのが結論です。

難しい理由については、1つは、人的、マンパワーの問題で、それだけの数をこなすことは現状不可能であるということ。

もう一つは、一つ一つの、1分析当たりのコストが尋常ではない価格がかかっている。いわゆる最先端の技術とは言われているのですが、まだ走り出して間もないものであって、確立されているかいないかという、どちらかという、まだ研究段階にある手法ということも理由だと思います。

そういうことから、その手法を、現実的にこの1年、2年で用いていくというのは難しいのではないかと考えています。

先ほどお伝えした、今あるデータではなくて、新しい技術でもなくて何かあるのかというと、既存の方法の中に、今のデータよりもさらに分析をすることで精度を高めるという方法は、幾らでもとは言わないのですが、複数報告されています。

ですので、もしそういう技術を応用していくならば、次世代シーケンサーが現実的に難しいのであれば、もう既にある程度確立されている方法を用いて調べるということは可能なかもしれません。ただ、これはまだ議論をしっかりとっているものではないということと、時間的にはかなりな時間を要してしまう可能性があるということで、前回の話し合いの結論は出ていないのですが、方向性からいうと、既存のデータから調べていく

ほうが、コストを言うてはいけないのかもしれないのですけれども、特に時間的には、その埋葬地が日本人が主体でないということは、少なくとも言えるだろうというところにとどまっております。

これがDNA鑑定班のほうの話になるのですけれども、もう一つの収集班のほうに関しては、幾つかの意見が出ていと聞いていますので、坂先生のほうから御報告いただければと思います。

○坂氏 では、収集手順班のほうから報告です。

本来、班長である橋本先生からの報告になりますけれども、代理で、きょうは私から報告させていただきます。

ちょうど同日、10月17日に全体で集まった後に、収集手順班に分かれてからの議論の概要についての報告をさせていただきます。

まず、一点目なのですが、今回9事例というところで、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されましたので、この手続が適正であったかの確認についてで、まず、1つ目の提供された情報というところなのですが、これはロシア側から情報というものを、この情報がまずは正しいかどうかというところでは、まず、出てきた情報については、前提としては受け入れて行っていかなければいけないという、実務上の理由というところはいたし方ないところであるということで、理解はできますと。

では、これが正しい情報かどうかとなった際には、これを検証するとなれば、考古学的方法等で行っていく必要があるということであれば、なかなかその情報をどのように受けとめて、そこからの、正しいか否かというところまでは、なかなか踏み込むことは難しいであろうということが、話として出ました。

これが、まずプロセスとして正しかったとしても、鑑定を次に行わなければいけないというところでは、鑑定をするに当たって、専門家というところで見えていくという、当然、そこでディスカッションをしながらなのでしょうけれども、それがなかなか日本からの同行がなかったとなった際には、これを正しいような形で進めていくというのは、非情に難しかったのであろうということで、そのような意見が出ました。これにつきましても、今後、さらに議論を重ねていくことにしています。

収集手順というところで、来年度以降、収集のあり方についての話も出ました。

いろいろな地域によって差があるのでしょうけれども、例えば、埋葬者名簿等がある北方の埋葬地については、ある程度こういう方がいらっしゃるということを前提にして進めるのであれば、遺族から戦没者の写真をいただいて、その形、要するに形態的な特徴が少しでもわかる参考材料のものがあれば、必ずその方がここだと言い切れはしないでしょうけれども、少しでも確率を上げるためには、そういう方法をとってもよいのではないかとというような意見も出ました。

あと、遺骨の形質につきましても、基本的には一律の基準をつくって決めていくということにしたとしても、なかなかそれだけで日本人かどうかということが決定できるわけで

はありませんので、ある程度のラインは決めておいて、それ以上のところはケース・バイ・ケース、事例に応じて判断していくしかないだろうというような意見も出ました。

また、焼骨につきましては、なかなか明確に説明がないままに長年やってきた焼骨ができないと。そのままということになっても、なかなか理解を得られるのが難しいのではないかとこのところの意見も出てきましたので、今後、さらに議論も重ねていこうということになっています。

来年度以降と申しましたけれども、もう11月から今年度の遺骨収集も何カ所かでスタートしますので、その際にできることとして、できましたら、今、通信が割と発達している時代になってきましたので、現地で遺骨の写真撮影して、その写真をまた日本のほうに送っていただいて、こういう形質の専門家からの意見を聞いて、何か疑わしい、もしくは何か疑問点があったときには、そのような対応をしてもいいのではないかとこのことで、直近のところでは、そういうことで対応すれば、ある程度確率を上げて、いろいろな意見が出てくるのではないかとこのように意見も出ました。

1回目でしたので、これぐらいのところが収集手順班における議論の概要となっております。

以上です。

○戸部座長 どうもありがとうございました。

それでは、資料2につきまして、事務当局のほうから御説明をお願いします。

○皆川事業推進室長 それでは、右肩に資料2と書いてございます資料について、御報告申し上げます。

「今年度の遺骨収集について（案）」とございまして、先般の専門技術チームの皆様と作成させていただいたものでございます。

今年度の遺骨収集は、11月6日から始まる樺太の後、南方では9地域が予定されております。3ページにそのスケジュール表がついてございますので、あわせてごらんいただければと思います。

今般の状況を踏まえ、今年度後半の遺骨収集を行うに当たって、現地で日本人の遺骨である蓋然性を慎重に判断するという必要がございます。

蓋然性を適切に判断するためということで、2点書かせていただいております。

1つは「現地及び日本側の遺骨の形質の専門家による鑑定」です。

これは、専門家の方に現地に赴いていただいて、派遣団長と協議をしていただいて、事前に入手した情報、例えば、海外資料・証言・戦史などは事前に入手した情報だと思えますが、それと、収容現場で入手した情報、埋葬情報・遺留品の出土状況といったところで、入手可能な情報を総合して判定を行っていただくということでございます。

2点目でございますが、形質の鑑定で疑義が生じた場合、判定困難な場合については、検体のみを持ち帰って、日本人であるかに着目したDNA鑑定を行っていただくということが確保されていることは必要だということでございます。

2つ目の○でございますが、検体のみを持ち帰るとというのが確実に担保されるように、より慎重な判定を行っていただいて、多少でも疑義があれば、この検体のみ持ち帰りのコースにしていただくことを徹底したいということでございます。

次いで、日本人の御遺骨である蓋然性の判定に当たっては、形質のみならず、事前に入手した情報、先ほどと同じでございますけれども、資料・証言・戦史、それから、収容時の現場の状況・遺留品の状況といったものを総合して判定を行っていただくと。その判定を行った根拠を明確に報告書に記録する。このことを収集団に徹底したいと考えております。

さらに、相手国に対しましては、日本人の御遺骨である蓋然性を慎重に判断して、多少でも疑義があれば、この検体持ち帰りのコースにしますということを御説明するとともに、日本人である蓋然性が高いと判断されて、現地で焼骨の上、送還された遺骨であっても、その後、万一DNA鑑定によって日本人ではないという可能性が判明することがあり得ることで、その場合には、相手側と協議を行うことを事前に御説明をして、了解を得たいと考えております。

これらの取り扱いを徹底することによって、現地で焼骨するケースは、これまでよりも減少するものと考えられます。

次のページをごらんください。日本への送還、検体採取、現地焼骨等の取り扱いについて書かせていただいております。

日本人である蓋然性が高いと判定した御遺骨については、身元特定のためのDNA鑑定用の検体を採取し、残りの御遺骨については、慰霊のため、現地で焼骨をするということでございます。

残骨という、1体には骨量として及ばない小片の御遺骨が、収集現場で収容されることがございます。それは、歴史的な背景等で日本人と判定したものについては、そのまま焼骨ということを考えております。

現地で焼骨する場合、より慎重な判定を行うため、現地に同行していただいている形質の専門家に加えて、先ほど坂先生からのお話にもありました、遺骨の画像データを現地から日本に送信して、お一方の遺骨の形態の専門家に御意見を求める仕組みも検討したい、現地で実験してみたいと考えております。

※の2つ目ですが、これは特殊な例として書かせていただいております。

南方等戦闘地域の遺骨の収集で、日本人の御遺骨である蓋然性が高いと判断された場合で、例えば、1つの壕に複数名の御遺体があつて、1体ずつ分けることは現場ではできないのですけれども、戦没者の身元を特定する手がかり情報がある場合など、例外的なケースについては、これまでも手順書にも示しておりましたが、全ての御遺骨を焼骨せずに持ち帰り、DNA鑑定を行うということでございます。

次の黒ポツですけれども、日本人の可能性はあるけれども、蓋然性が高いとの判定が困難な御遺骨については、検体のみを持ち帰り、日本人であるかに着目したDNA鑑定を行う。



その際に、一般的に保存状態が良好ではない、特に南方等の地域については良好ではないことも想定されます。私どもが手順書に検体として明記しているのは、歯であったり四肢骨であったり、今後は側頭骨、錐体部を追加しようと考えておりますけれども、部位にそういうものを定めております。

それらの部位が採取できない場合であっても、鑑定人の方が適当と判断する、いわゆるかたい骨を検体として採取していただく。

検体以外の御遺骨の大部分については、鑑定結果が得られるまで、現地で再埋葬なり保管をしていただくということを考えたいと思います。

日本人であることが確実と思われる程度まで蓋然性が高いといった場合も、中にはございます。その場合は、先ほど説明したとおり、現地で焼骨をすることになりますが、仮にそのような場合まで現地で焼骨をしないとしますと、御遺族感情とすると理解がされがたいかなと考えております。

次いで、3ページ目は先ほどのスケジュールでございます。

蓋然性が高いといったのは、どのようなものかというのを、別紙で4ページ目に、具体的な判断基準として書かせていただいております。

1というのは、先ほどの案によれば、現地で焼骨をするというコースなのですけれども、より慎重に判断を行うというのが基本でございますので、ほとんどは検体を持ち帰る2の手順となると思われませんが、1、現地で焼骨する、日本人である蓋然性を判断するに当たっての具体的な基準としてどのようなものがあるかということで列記をしております。

1つは、歴史的背景で、史実とか部隊記録、現地の証言があるということ。

2つ目には、形質からモンゴロイドであることが明らかであると。これについては、※1で、中段に明朝で少し書いてございますが、現地の住民の方々の埋葬方法を、現地の住民や現地の考古学者からお尋ねして、現地住民の埋葬ではないということを確認するのは徹底いたします。

歯を染めていたり、極端な歯の咬耗というのでしょうか、すり減りが見られないとか、あるいは現地住民の所持品が発見されていないとか、現地住民の可能性を排除するということが考えられます。これを行っていきたいと思います。

3点目に、遺留品があるということでございます。または、抑留中死亡者で、今年度はもう抑留中死亡者の埋葬地を遺骨収集する予定はございませんけれども、抑留中死亡者の場合の埋葬地ということであれば、埋葬図と埋葬状況が合致しているということが3点目かと思っております。

遺留品があるというところについては、注釈が少しございまして、遺留品が仮に発見できない場合であっても、南方等の戦闘地域をイメージしておりますけれども、収容した御遺骨が部分的に炭化をしているとか銃創ある、それから、爆発や銃によって骨折をしたのではないかと推定できる場合は、(3)の条件を満たすと考えてもよいのではないかと考えております。

なお、これまで、パプアニューギニアのブーゲンビルにおいての遺骨収集で、戦史等においては、同島で多数の日本兵が戦死されたことはわかっているものですから、現地でモンゴロイドと判定された遺骨が収容された場合、検体を採取して現地で焼骨を行ってまいりました。しかしながら、今、御相談申し上げている上記の判断基準に照らすと、現地の住民の証言はありますけれども、収集団が収集現場を確認していない、遺留品もないということから、条件を満たしているとは考えられないので、今後については、検体のみの持ち帰りとなるものが多くなると考えられます。

以上でございます。

○戸部座長 どうもありがとうございました。

資料1、資料2について御説明をいただきましたけれども、それぞれについて、御質問なり御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

浜井さん、お願いします。

○浜井構成員 浜井でございます。

資料2の「今年度の遺骨収集について(案)」について、1つ確認と、1つ意見をさせていただきたいと思います。

確認は、1ページの上から5つ目です。「相手国に対しては」ということがありますが、この事前説明というのは、今までは全くされてこなかったことなのかを確認したいということ、この事前説明と承諾というのは、どういうルートでなされているのか、外交ルートでやりとりがなされて、きちんと承諾を得られて収集団が派遣されるという、厳密に言えばですが、そういう手続と理解していいのかわかるところを教えてくださいたいのが質問です。

もう一つ意見ですが、本案は、今年度の遺骨収集について、ということになっております。したがって、今年度、新しい試みもあり、試行的にという性格もあるのだらうと思いますので、ぜひ、今回、試みたことも含めて、年度末にでも、実際どうだったのかということをしっかり検証し、来年度、より改善できるものであれば改善していくという見通しで進めていただきたいと思います。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

それでは、皆川室長、今の御質問にお答えいただけますでしょうか。

○皆川事業推進室長 今、浜井構成員からお尋ね等がございました。ありがとうございます。

相手国に対してのお話ですけれども、通常、幾つかやり方があろうかと思っておりますので、直接、厚生労働省から相手国のカウンターパートに御連絡しているケースもありますから、そういったところや、先生が御指摘の外交ルートになることもあると思うのですけれども、いろいろなチャンネルがございますので、その国々に合ったものといえますか、連絡が確実にとれて、先方に当方の意図が明確に伝わる方法でしっかり行っていきたくと思っています。

○辺見大臣官房審議官 まず、前提がありまして、各年度において収集を行う予定や地域については、先ほど皆川が申し上げたような、国々によって状況が違う場合がありますけれども、しっかりと政府と政府との間で連絡をして承諾をとって行うという、まず基本があります。

その中で、今回挙げておりますような3つのポイントは、今回の特別なものですので、その過程の中で先方に話をすることと御理解いただければよろしいかと思えます。

○戸部座長 浜井構成員、これでよろしいですか。

もう少し、説明があるのですか。

○皆川事業推進室長 2つ目の年度末については、こういった会議になるかどうかはわかりませんが、御指摘はそのとおりだと思いますので、御報告できる手段を考えていきたいと思っております。

○戸部座長 浜井さん、もし、それに続けて御質問があれば。

○浜井構成員 ありがとうございます。

相手国とのやりとりに関しては、非常に重要な点だと思いますので、しかるべく公的な文書等でしっかりと残していただきたいと思えます。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

先ほどの、今年度の遺骨収集の検証の結果と言ったらいいのでしょうか、どこかの場で報告をするとおっしゃいましたけれども、この会議でも結構ですし、それから、先に御紹介がありましたチームのほう、収集手順班のほうには、必ずきちんと報告をしていただければと思えます。よろしくをお願いします。

ほかにございますか。

○泉援護企画課長 こちらの有識者会議にも御報告できるよう、整えたいと思えます。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○浜井構成員 もう一点。資料2に関してですが、今回の手順を進めることで、実際には現地で焼骨をするというケースがかなり少なくなってくるのかなという感触がしております。今までの遺骨収集団の派遣において、これまでもさまざま議論されてきましたが、現地において焼骨をするということが、収集団派遣として、御遺骨持ち帰りの一連の流れの中の、御遺族にとって重要な慰藉のセレモニーであったと思うのですが、今年度のこの手順において、現地で焼骨をしない場合の、何か慰藉のセレモニーというものがあるのかどうかについて、教えていただきたいと思えます。

○皆川事業推進室長 現状の場合は、最近、収集団が焼骨・追悼式ということでやっております。先生が御指摘のように、焼骨する御遺骨がなかった場合、御遺族がそれぞれボランティアで参加していただいている収集団でございますので、せっかく現地に赴いていた

だいたわけですから、御遺族とともに、その地域の戦没者の方々を慰霊・追悼できるような式典、追悼式になると思いますけれども、実施していきたいと思います。

○戸部座長 そのほかはいかがでしょうか。

御質問に対して、それぞれ、事務当局からお答えがありましたが、御質問に対しては肯定的なお答えをいただきましたので、できるだけそのまま実行していただけるようお願いしたいと思います。

それでは、次に資料3のほうに移りたいと思いますが、これも事務当局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○吉田事業課長 事業課長でございます。

お手元の資料3の資料に沿って御報告をさせていただきたいと思います。

この資料につきましては、前回のこの会議におきまして、南方等の戦闘地域において、特に遺留品などの手がかり資料がないケースのDNA鑑定の今後のあり方、方向について検討を進めておりますといったこと。それから、その方向性につきましては、5月から7月に行われました検討会議の場におきまして、一定程度の方向性が示されたところまで御報告・御説明をしていたかと思えます。その結果につきまして、今般、公表いたしましたので、この場で、御説明・御報告をさせていただきたいと思えます。

資料3をお開きいただきまして、2ページはこれまでの経緯でございまして、これは前回の会議で説明済みですので、省略させていただきたいと思えますが、いずれにせよ、南方等の戦闘地域において、手がかり情報のないケースについては、なかなか遺族、身元の特定に結びついていないという経過で、沖縄での試行・実証を重ねてまいりましたけれども、残念ながら身元特定に至っていないという状況を御報告したものでございます。

3ページをお開きいただきと思いますが、その結果を踏まえまして、先ほど申しました、検討会議での専門家あるいは有識者の方々からの御意見なども踏まえまして検討するというにいたしまして、4ページですが、その検討会議の場で中間取りまとめとして、具体的な方向性をお示しいただきました。

ここまでを前回の会議では御説明したところでございます。

4ページ目の下の段ですが、上段の中で、南方等の戦闘地域で、とりわけ遺留品などの手がかりがないケース、状況においてのDNA鑑定は今後も難しいということが見込まれますけれども、そうした中でも、今後、南方等の戦闘地域の戦没者遺骨について、DNA鑑定を実施する場合にはということで、3点の方向性をお示しいただいたところでございます。

推定戦没者の数が一定数以下など、母集団が絞り込める地域から取り組む。

それから、推定される戦没者数に対しまして、その収容地で収容された御遺骨、検体の数の割合が多い地域から取り組み、御遺族に呼びかけを行う。また、その際には、さまざまな状況について、御遺族に丁寧に説明を行うということをお示しいただいたところでございます。

この状況を踏まえまして、下の段に戻りますけれども、南方等の戦闘地域、これは沖縄

硫黄島を含みますけれども、これらの地域で収容されました戦没者の御遺骨につきまして、遺留品など、戦没者を推定する手がかり資料がない御遺骨のDNA鑑定を、硫黄島とキリバス共和国のギルバート諸島の中にタラワ環礁という島がございますが、そこで収容されたものについて、公募により試行的に実施を進めてまいりたいと、今般、具体的な方針を示し、公表させていただいてところでございます。

その考えのもととなりましたのが、次の5ページで、小さい字で恐縮ですが、南方等の戦闘地域の各島、地域ごとの戦没者数と収容遺骨数を一覧化したものでございます。

真ん中ほどに硫黄島の例が示されておりまして、ここで亡くなられたと推定される戦没者数が2万1900名でございます。それに対しまして、これまでに現地で収容された御遺骨の中で、とりわけDNA抽出が可能と思われる検体を持ち帰ってまいりましたのが513ございます。この対比におきまして、比較的数字が多い点、それから、硫黄島は御案内のとおり島ということがありまして、ここで戦われ、落命された方々の戦没者を特定することが比較的容易であるということを重ね合わせまして、硫黄島をまず候補として挙げました。

また、ツバルを除いて下から4行目のところに、キリバス共和国のタラワ島、タラワ環礁の例が示されてございます。ここで亡くなられた推定戦没者数が全体として4,200名、それに対しまして、収容できている検体が164ございます。これも対比において比較的多い。

それから、タラワ諸島は小さい島でございますので、ここで最後まで戦われた部隊なども把握できているということからしまして、この2つについて、まず新年度、令和2年度から公募による御遺族の呼びかけを開始し、DNA鑑定を進めてまいりたいということで、今般、公表をさせていただきました。

なお、具体的な公募手順あるいは実施に向けたスケジュールにつきましては、もう少し先に、近くなりましてから改めて公表し、また、御遺族への呼びかけも行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○戸部座長 どうもありがとうございました。

それでは、資料3の今の御説明について、何か御質問あるいは御所見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○浜井構成員 浜井でございます。

今の御説明、特に5ページの表に関して質問です。

キリバスのタラワ島に関して、※18というのがついていて「検体に関して米国から受領した検体を含む」と書いてあります。検体数が164となっておりますが、こちらの内訳といえますか、米国から受領した検体数といえますか、その内訳をお聞きしたいということと、実際の御遺骨の所在ですが、今、どこにあるのかをお尋ねしたいです。

それに加えて、このタラワに関しましては、いわゆる朝鮮人労働者の方が多くここに連れてこられて、労働に従事して亡くなられたという歴史的背景があるわけですが、そ

の死亡者に関して、政府として情報を把握しているのかどうかということについて教えてください。

また、この検体の中にも、そういった方々が含まれている可能性もあるわけですので、今回、公募により呼びかけということになっておりますが、可能性のある方々は、朝鮮人とか、そういった方面も含めて呼びかけを行っていくのか、あるいは何らか韓国政府等との情報共有や、あるいは協力体制を築いていくという考えであるのかどうかについて、お聞きしたいと思います。

○戸部座長 吉田さん、お願いします。

○吉田事業課長 今、御指摘のありましたタラワでの御遺骨の、まず検体の内訳でございますが、164のうち155につきましては米国から提供いただいたものでございます。その155に類します御遺骨につきましては、現在、アメリカ側で保管をしていますので、もし仮に、今後、DNA鑑定等で身元が特定できた場合には、米国から御遺骨を引き渡していただくという流れになるかと思えます。

それから、朝鮮半島出身者の方々が含まれているのは、私どもも認識をしております、この4,200名のうちに相当数の方が含まれているものと推定されております。

朝鮮半島、とりわけ韓国との関係におきましては、報道で接する限りは、実は155検体につきましては米国側がタラワで収容した御遺骨の中に、結果としてアジア系の御遺骨と推定されるものがあるということで、日本側に連絡があり、検体の提供をいただいたものでございますが、並行して韓国にも同じ検体が提供されていると伺っておりますので、この報道が正しければ、双方で実証しているということになるかと思えます。

したがいまして、双方が鑑定をする中で、お互いの国々で身元が特定されれば、それぞれの国に御遺骨が引き渡されると、私どもは考えてございます。

一方、日本国内においては、私どもは、あくまでも日本人戦没者の御遺族との血縁関係を探すということを念頭に置いておりますので、まずはそこを進めてまいりたいと考えてございます。

○戸部座長 浜井先生、よろしいでしょうか。

○浜井構成員 確認をさせていただきたいのですが、米国が提供した155の検体に関しては、米国の遺骨収集によって収容された御遺骨の数という理解でよろしいかどうか。

政府派遣収容遺骨数というのが178とありますが、それとは別途にこの155があるということでもよろしいのでしょうか。

○吉田事業課長 先生が御指摘のとおりでございます。

○戸部座長 このアメリカが保管している御遺骨あるいは検体が、韓国側にも提供されているというのは確実なのですか。

○吉田事業課長 これは伝え聞いている限りでありまして、韓国との間で、直接、私どもはまだやりとりがありませんので、直接聞いた話ではございませんが、側聞するところによると、そのように聞いております。

○戸部座長 日本人の遺骨の確認が主たる任務ではあると思いますが、一応こういうことも、何らかの外交ルートを通じて確認をしておく必要があるのではないのでしょうか。その上でどうするかという話になるかと思いますが、できたらそれを進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田事業課長 そのように対応していきたいと思います。

○戸部座長 ほかにはいかがでしょうか。

御質問もないようですので、資料3についてはここまでとしたいと思いますが、まだ時間があるかと思いますが、きょうの会議全体について、御質問なり御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

そう言いましても、きょうは構成員で来ていらっしゃるのはお二人だけなので、もし、オブザーバーでいらっしゃる竹之下さんや重井さんのほうから、何かこの際言いたいことがあるということであれば、お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○重井氏 日本遺族会の重井です。

本日の有識者会議、そして、先日行われました専門技術チームの会議でも、戦没者御遺族の心情を第一に考えて議論をしていただいていることに関して、構成員、厚生労働省の皆様にも心より感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

日本遺族会としては、常に戦没者に敬意を払って、1日でも早く、1柱でも多くの御遺骨を祖国へお迎えすることが御遺族の願いでありますので、今後、御遺骨の鑑定が正確かつ迅速に行われることを期待しております。

また、御遺族にとっては、先ほどお話にありましたが、御遺骨の尊厳について、大変気にされることでもありますので、検体を持ち帰って、現地に残された御遺骨の保管とか、また、鑑定後の御遺骨をいかに弔うかなどについても、慎重に御検討いただければ大変ありがたく思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○戸部座長 竹之下さんはいかがですか。

○竹之下氏 戦没者遺骨収集推進協会の竹之下です。

具体的に、私が遺骨収集に行った場合のことを頭の中で想定してみますと、非常に南のほうへ行って、実際に収容作業をやった場合、現実に1体分という形で標本みたいな形で出てくる遺骨はそんなに多くないので、どこかで大腿骨があったとか、あるいは肋骨があったとかというような場合に、それぞれを、きちんと標本みたいな1体の形があれば、その中のこことここを持ってくればという検体があるのでしょうかけれども、1片ずつ出てきたものを、それが1片しかなければ、それが全て検体かということになってきてしまうのですけれども、その具体的なイメージが、私はちょっと混乱しているのですけれども、その辺はどう考えたらよろしいのでしょうか。

○戸部座長 それは、吉田さんか皆川さんか、どちらからか簡単に説明をしていただければ

ばありがたいと思います。

○皆川事業推進室長 南方の遺骨収集においてということで、竹之下専務からお話がありました。

基本的には、個体があれば、1個体、1柱で私どもはよく言っていますけれども、個体があれば、その部分で見ていただいて、疑義があれば、その中から最小限の部位を検体としていただけてくるということが基本になろうかと思えます。

○戸部座長 よろしいですか。

○竹之下氏 その辺がやはり、標本みたいな形で、例えば、抑留者埋葬地の遺骨などは大体1体に近い形で収容できるのですけれども、これだと一緒に3～4人分を埋めたところは、ごちゃごちゃとして発掘されるわけです。

それと、私が言っているのは、例えば、草の根のほうに大腿骨と両腕骨と肋骨があったと。その3つしかない。そういう地点が何カ所かあった場合、それを1体、2体といいですか、どのような。

例えば、全部を検体だと言って持ってくるのかどうかという、その辺の具体的なテクニックが。収集団は非常に迷うことになると思うのです。その辺をどのように整理すればいいのか、私はまだ混乱して、自分自身で整理し切れないのですけれども。

○吉田事業課長 実際、推進協会の皆様は現場に行かれることになりまして、当然、私どもも担当者が現場には同行します。きょう、ここで先ほど御説明をさせていただきました、今年度の遺骨収集のあり方、進め方につきましては、今後、具体的な手順に落とし込んで、現場でどのように実務的に進めていくかということについては、よく推進協会ともすり合わせをして、迷いのないようにしていきたいと思えます。

ただ、専務のおっしゃった状況というのは推測されますけれども、例えば、従来は、ここにも出てきます「残骨」とかいう表現で、かつて遺骨骨収集が行われた際の残りの御遺骨とか、さまざまな状況で散乱してしまったということがあろうかと思えますが、これも現地に行って、実際どのような状況で見つかったかによるかと思えます。

一方で、DNA鑑定、特に身元特定の対象としましては、この検体の対象を広げてきておまして、従来は、四肢骨などは対象外でありましたけれども、今日はそれも加えるということになりますと、状況的に、例えば、しっかりした骨が出てくれば、それはそのものが1柱と数えて、検体として考えられることもあろうかと思えますが、それも、やはり周囲の状況とか、その地域がどのような場所かによって判断が異なってくるかと思えますので、そういったことも含めて、先ほど申しましたように、具体的な手順をこれから相談し、調整すべきであると思えます。

○戸部座長 それでは、今、お答えにありましたように、きょう御説明になったのは、基本的な方針、原則ということですので、さらに収集を進めるためには、詳細な手順の基本を、推進協会のほうと詰めてつくっていただく。恐らく、それでも、それに合わない事例が出てくる可能性があるかと思えますので、そうしたものも含めて、年度末か来年度の初



めあたりに検証の結果を、先ほど企画課長から、この会議で報告していただけるということでありましたので、きちんと御報告いただければありがたいと思います。

竹之下さん、これでよろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、事務局のほうから、今後のことについて御説明をお願いしたいと思います。

○橋口課長補佐 それでは、座長や皆様方の御意見を踏まえて進めさせていただきたいと存じます。

次回の会議の開催時期につきましては、別途、また御相談させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○戸部座長 御協力ありがとうございました。今回の会議はこれで終了したいと思います。  
ありがとうございました。